地方支部長、都府県支部長、地区協議会区長 正会員 各 位

公益社団法人日本水道協会 理事長 青 木 秀 幸 (公 印 省 略)

地震等緊急時における初動対応の迅速化に向けた 関係者の取組み強化について(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本協会事業につきまして種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、災害や施設事故が発生した際、「地震等緊急時対応の手引き」(令和2年4月改訂)(以下、「手引き」という)に基づき会員相互による応援活動が実施されているところですが、近年の災害対応の事例を踏まえると、被災水道事業体による速やかな応援要請と被災地への迅速な先遣調査隊及び現地調整隊の派遣が、円滑な応急給水・応急復旧、ひいては早期の給水確保につながるものと考えております。

つきましては、地震等緊急時における初動対応の迅速化に向け、現行の手引きの枠組みに則った上で、会員水道事業体、日本水道協会本部及び支部それぞれにおいて、更なる取組みの強 化が求められる事項を下記のとおり通知申し上げます。

本年も出水期に伴い各地で水害の発生や大規模地震の発生が懸念されるとともに、国における水道行政の移管を令和6年度に控え、水道の災害対応に関する注目が高まる中、関係各位におかれましては、水道界の災害対応力強化に向け、一層のご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

記

1. 応援要請の迅速化等【会員水道事業体の取組み強化】

- 日本水道協会の応援の枠組みは、災害対策基本法等を前提とするものであり、応援活動の起点は、被災水道事業体からの情報連絡・応援要請となる。このため、被災水道事業体は、早期の給水確保に向け、都府県支部長等に対し時機を逸することなく応援要請を行うことが極めて重要である。
- 会員水道事業体においては、応援要請の迅速化に向け、次の点について特にご留意いた だきたい。
 - ・都府県支部等内における連絡先・連絡方法を平時から確認しておく(手引き p.3 参照)
 - ・<u>応援要請の想定(断水想定区域毎の給水車必要台数の目安等)を事前に立て、迅速な</u> 意志決定が図られる体制としておく(手引き p. 43 参照)
 - ・応援受入マニュアルを整備しておく(手引き p. 53 参照)
- また、実際の応急活動に当たっては、可能な限り幹事応援水道事業体に応急給水の差配・ 指揮命令を任せるなど、被災水道事業体自身が施設復旧に傾注できる体制を構築するこ とが、早期復旧につながるため、<u>応援受入れ後は幹事応援水道事業体の速やかな設置</u>を お願いしたい(手引き p. 18、20 参照)。

2. 先遣調査隊の派遣の迅速化【本部の取組み強化】

- 先遣調査隊は、震度 6 (強) 以上の地震又はその他災害等において、日本水道協会救援本部長(理事長) が必要と判断した場合、日本水道協会本部から被災地に派遣される隊であるが(手引き p.6 参照)、被災状況や被災水道事業体におけるニーズの早期把握に向け、これまで以上に迅速な派遣を行う。
- 具体的には、「日本水道協会救援本部長(理事長)が必要と判断した場合」の例として、 以下の事象が想定される。
 - (1) 被災水道事業体が初動対応のため十分な連絡調整が行えない場合
 - (2) 被害の様相が甚大で、広域的な応援が想定される場合
 - (3) 被災地方支部長又は被災都府県支部長等から派遣を依頼された場合
 - (4) その他、被害状況及び被災水道事業体等の状況を踏まえ、早期の派遣が必要と判断される場合
- 本協会は、先遣調査隊の派遣決定に当たり、<u>被災水道事業体に事前連絡を行う</u>とともに、 被災水道事業体が所在する地方支部長及び他の地方支部に対しても情報共有を行う。

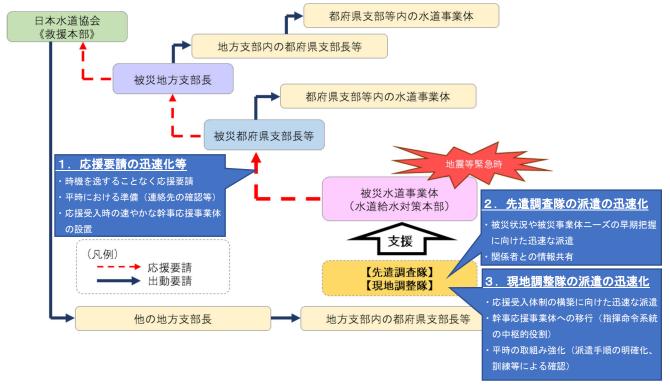
3. 現地調整隊の派遣の迅速化【支部の取組み強化】

- 現地調整隊は、被災水道事業体における応援受入体制の確立に当たり、調整支援が必要になる場合、被災水道事業体と協議の上、都府県支部長等により派遣が決定されるもので(手引き p. 6 参照)、特に、発災初期においては、被災水道事業体が混乱する中、円滑な応援受入に当たり極めて重要な役割を担うものである。
- また、<u>応援活動開始後は、幹事応援水道事業体として給水車の差配など応援活動の指揮</u> 命令系統の中枢となる(手引き p. 7 参照)。
- このため、各地方支部及び都府県支部・地区協議会においては、地震等緊急時等において迅速かつ積極的に現地調整隊を派遣するとともに、派遣手順の明確化(被災水道事業体との連絡調整、派遣水道事業体の決定方法等)や訓練等を通じた手順の確認など、平時における取組みの強化をお願いしたい。

4. 関係機関との連携

- 日本水道協会の枠組みによる応援の種類は、おおむね次のとおりである(手引き p.9 参照)。
 - ・応急給水活動(給水車の派遣等)
 - ・応急復旧活動(施設や管路の応急復旧に従事する職員・工事業者の派遣等)
 - ・技術的支援(水運用計画策定、仮設浄水装置設置計画策定、機械・電気設備復旧に係 る代替品の調達支援、通水時の水質検査、災害査定の補助等)
 - ・応急給水・応急復旧に必要な物資・資機材等の提供
 - ・その他必要な事項
- 応援活動に当たっては、関係機関との連携も重要となることから、日本水道協会本部では以下の団体と協定を締結している。会員水道事業体においては、手引き(資料編 p. 42 ~46)を参照の上、支援スキームなどをあらかじめ確認いただきたい。
 - ・応急復旧活動の応援協力に関する覚書(全国管工事業協同組合連合会)
 - ・ 浄水用薬品の供給に関する協定(薬品関係工業会)
 - ・災害時における支援活動に関する協定(独立行政法人水資源機構)
 - ・宿泊施設の情報提供に関する協定(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会)

<迅速な応援体制の確立に向けた関係者の取組み強化 イメージ>



(手引き p. 10 図 4-1 参照)

<参考>地震等緊急時対応の手引き(令和2年4月改訂)

http://www.jwwa.or.jp/info/files/jishin_kunren_04/earthquake_emergency_guide.pdf

【担当】

総務部総務課 三宗·對馬 TEL 03-3264-2281 E-mail soumu@jwwa.or.jp